

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第11章 補則 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第11章 補則 (3)

#### 日本国憲法第百三条 【 経過規程 —— 公務員の地位 】

この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相当する地位がこの憲法で認められている者は、法律で特別の定めをした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によって、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

#### 概要説明

ポツダム宣言を受諾してから、憲法施行までの間は、陸海軍は解体されましたが、枢密院、貴族院、行政裁判所などは温存されていました。憲法施行後も、本条によって、重要な役職の公務員の地位が継続することになりました。国民主権となり、日本社会は大きく変化しましたが、国政の急激な変化を避けるため人員の交替は穏健になされたのです。

しかし当然、これらの公務員も憲法尊重擁護義務を負うことになりました。

#### 語句説明

①相 応・・・あひかなうこと。つりあうこと。ふさわしいこと。相当。

#### 補則の規定について

日本国憲法の最後に「第11章 補則」として規定された100条～103条までの条文は、日本国憲法が公布、施行されるに際しての準備手続きや経過措置を定めたものです。したがって、今日では適用される余地はなく、実質的な意味はなくなりました。

ただ、敗戦後の日本が新しく生まれ変わろうとする変革の緊張を読み取ることができます。

「補則」の意味合いは、「法律の施行期日や施行に関する経過措置などを定めた、法令の基本的な規定に対する補助的な規定。ということです。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.